

病気やけがで会社を休んだとき

傷病手当金が支給されます

被保険者が病気やけがの治療のために会社を休み給料の支払いが受けられないときは、生活保障として健保組合から「傷病手当金」が支給されます。

支給を受けられるのは下記の4つすべての条件に該当したとき

1 療養中であること

業務外の病気やけがのため療養していること。入院に限らず自宅療養でもかまいません。

2 仕事につけないこと

病気やけがのため仕事につけないこと。

3 連続3日以上休んだとき

3日以上連続で休んだ場合、次の4日目から支給されます。

4 給料の支払いが受けられないこと

給料が受けられないとき支給されます。給料が受けられてもその額が傷病手当金より少ないときは、その差額が支給されます。

支給額

休んだ期間も給料が支給される場合（有給休暇等を含む）は傷病手当金は支給されません。ただし、給料が一部支給される場合で、その額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額が傷病手当金として支給されます。

傷病手当金	病気やけがのため会社を休み給料が受けられないとき、休み始めてから4日目から、直近12か月間の標準報酬月額平均額の1/30の3分の2に相当する額を最長で1年6か月間支給
延長傷病手当金付加金	上記の法定給付満了後、直近12か月間の標準報酬月額平均額の1/30の3分の2に相当する額を最長で3か月間支給

支給期間

傷病手当金が支給されるのは、支給開始の日から通算して1年6か月を限度に、医師が労務不能と認めた期間です。

なお、傷病手当金支給期間経過後、同一疾病・負傷による療養のために労務不能な場合、3か月を限度に「延長傷病手当金付加金」が支給されます。

障害年金などを受けられるとき

厚生年金から障害年金または障害手当金が受けられるようになり、その額が傷病手当金の額より多い場合は、1年6か月以内であっても傷病手当金の支給は打ち切られます。ただし、障害年金などが傷病手当金の額より少ない場合は、その差額が傷病手当金として支

給されます。

資格喪失後の継続給付受給者が老齢厚生年金等の老齢退職年金を受給できる場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、年金等の額が傷病手当金の額を下回るときは、その差額が支給されます。

手続き

「傷病手当金支給申請書」に医師の意見を記入してもらい、会社(人事部門)に提出してください。支給申請書は、ひと月ごとにまとめて(月末締め)提出してください。(暦月で、4月分、5月分、6月分のように月単位で提出。)

「傷病手当金支給申請書」➡ P.89・90